

■申請手数料と許可の有効期間

広告物の種類・種別		許可の有効期間	手数料（円）	
貼紙		60日	100枚までごと	470
貼札		60日	10枚までごと	600
立看板		60日もしくは2年以内	5枚までごと	1,290
アーチ		3年以内	1基につき	2,680
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内	1㎡までごと	220
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内	5個までごと	1,250
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内	1㎡までごと	400
アドバルーン		60日もしくは2年以内	1基につき	1,710
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内	5本までごと	1,000
その他広告物等	堅ろうでないもの	1年以内	1㎡までごと	400
	堅ろうなもの※1	2年以内		400

【備考】

- 1、広告物等が照明装置付きのものである場合は、当該手数料の額の2割に相当する額を当該手数料に加算する。
- 2、その他の広告物等において1年(堅ろうな広告物等にあつては、2年)を超える期間、広告物等を表示し、又は設置しようとする場合は、当該手数料の額の5割に相当する額を当該手数料に加算する。
- 3、上記のいずれにも該当する場合は、これらの規定にかかわらず、当該手数料の額の8割に相当する額を当該手数料に加算する。

※1) 堅ろうなものとは、耐久性を有する構造で、建築基準法の規定に基づく工作物の確認申請を必要とする広告物をいいます。（高さ4mを超える広告塔など）

【注意】手数料は納付書による納付（県外の場合：要相談）となりますので、ご注意ください。

■手数料の算定方法<参考>

広告物の種類・種別	算定方法
貼紙	・申請する数量を、それぞれの単位で除して得た値（小数点以下の端数は切り上げ）に単価を乗じて算出する。 (例) のぼり6本→ $6本 \div (5本までごと) = 1.2$ $2 \times 1,000円 = 2,000円$
張札	
立看板	
電柱、街灯柱等に表示等するもの	
のぼり、旗等	
アーチ	・申請する数量に、それぞれ単価を乗じて算出する。 (例) アーチ1基 (照明無の場合) $1 \times 2,680円 = 2,680円$ (照明有の場合) $1 \times 2,680円 \times 2割 = 3,216円$
アドバルーン	
車両、船舶等に表示等するもの	・広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。(※) (例) 横断幕A: $15.203m^2 \rightarrow 15.20m^2$ 横断幕B: $12.156m^2 \rightarrow 12.15m^2$ ・広告物の種類ごとに表示面積を和して小数点以下の端数を切り上げ、単価を乗じて算出する。なお、車両は、一編成ごとに算出し和する。 (例) 横断幕A $15.20m^2 +$ 横断幕B $12.15m^2 = 27.35m^2$ $28m^2 \times 400円 = 11,200円$
横断幕、懸垂幕	
その他屋外広告物等 (上記以外の屋上、外壁、突出、建植広告物等)	・広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。(※) (例) 壁面A: $12.505m^2 \rightarrow 12.50m^2$ 壁面B: $5.625m^2 \rightarrow 5.62m^2$ ・単価が同一の広告物の面積は合算できる。 (例) 壁面A: $12.50m^2 +$ 建植C: $0.53m^2 = 13.03m^2$ ・表示面積の合計に単価を乗じて算出する際、小数点以下の端数を切り上げる。 (例) 壁面Aのみ: $12.50m^2 \rightarrow 13m^2 \times 400円 = 5,200円$ 壁面A+建植C: $13.03m^2 \rightarrow 14m^2 \times 400円 = 5,600円$

※詳細は「山梨県屋外広告物条例取扱い基準」を参照してください。

(手数料算定の際の留意点)

- ・受けようとする有効期間（60日、1年以内、2年以内、3年以内）ごとに申請すること。
- ・複数の広告物がある場合は、建築確認のあり（堅ろう）/なし（堅ろうでない）に分けた上で、照明あり/なしに区分し、さらに広告物の種類ごとに算定すること。なお、通電の有無に関わらず、照明装置がついているものは、照明ありと区分する。